

# I 総務企画部

- 1 総務課（連携支援室・防災安全室・出納室）  
西置賜総務課（連携支援室・県南豪雨災害復旧対策室）
- 2 税務課（西置賜税務室）

# 総務課(連携支援室・防災安全室・出納室) 西置賜総務課(連携支援室・県南豪雨災害復旧対策室)

## 1 基本方針

- (1) 総合支庁の機能が発揮できるよう、全庁的な事務の調整、部内の連絡調整により円滑な業務推進に努める。
- (2) 総合支庁の事業が適正かつ効果的・効率的に実施できるよう予算の総合調整に努める。
- (3) 県行政に対する県民の理解と協力を得るため、総合案内窓口の円滑な運営と広聴・広報活動の充実強化に努める。
- (4) 関係機関と連携強化し、有権者等の政治意識の高揚を図りながら、選挙事務の適切な管理執行に努める。
- (5) 置賜地域内の重要施策の具現化・進展について支援に努める。
- (6) 市町からの総合的相談窓口として地域課題の把握に努めるとともに、市町と県及び市町同士の連携等の推進や管内市町の行財政運営の適正化などを図り、市町が直面する地域課題の解決に向けて積極的かつ効果的な支援に努める。
- (7) 協働の地域づくりの推進、文化振興、地域公共交通対策など、地域に密着した行政を適切に推進し、県民福祉の向上に努める。
- (8) 県民生活の基盤となる安全の確保に向け、各種危機管理体制の整備強化を図るとともに、関係機関と連携し防災防火意識の高揚と危機管理対応力の強化を図る。
- (9) 交通安全、消費者行政、犯罪のないまちづくり等地域に密着した事業を展開し、安全で安心なまちづくりの推進に努める。
- (10) 職員の資質の向上と健康づくりに努める。
- (11) 会計事務の適正な執行に努める。

## 2 業務目標

- (1) 総合支庁予算の総合調整
- (2) 計画的な県政広報の推進
- (3) 各種広聴活動による県政への反映
- (4) 総合案内窓口による地域の声の積極的な把握
- (5) 旅券発給業務の適正な執行
- (6) 選挙事務の適正な管理執行
- (7) 県有財産等の適正な管理
- (8) 職場におけるメンタルヘルス対策の積極的な推進
- (9) 職員の健康増進と職務能力の向上の推進
- (10) 置賜地域内の重要施策に対する支援
- (11) 管内市町と県及び市町同士の連携等の推進
- (12) 管内市町の行財政運営適正化の推進
- (13) 協働の地域づくりの推進

- (14) 文化の振興
- (15) 地域公共交通対策の推進
- (16) 移住交流の推進
- (17) 緊急事態等に対する危機管理体制の整備と消防・防災・保安対策の推進
- (18) 交通安全対策の推進
- (19) 消費者行政の推進
- (20) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (21) 財務関係法令等に基づいた会計事務の適正な執行
- (22) 県南豪雨災害の復旧推進

### 3 事業計画（事業内容）

#### （1）広報業務

県民の理解と協力による県政を推進するため、各種広報媒体の特性を生かした県政広報を計画的に実施し、県民に対して県政の方向や主要施策の内容について周知を図り、理解を深める。

- ① NCV「県民だより・うきたむ」
- ② 県政広報テレビ・ラジオの活用
- ③ 地域FMラジオ（NCVラジオ・おらんだラジオ）の放送
- ④ 置賜総合支庁ニュース・西置なびの発行（偶数月）
- ⑤ 県政広報誌「県民のあゆみ」の活用
- ⑥ SNSの活用
- ⑦ ホームページの運営
- ⑧ 定例記者懇談会の開催
- ⑨ 1階ロビーの活用

#### （2）広聴業務

県民参加の県政を推進するため、各種広聴手段を有効に活用して県民の意向を的確に把握し、これを県政に反映させる。

- ① 知事と若者の地域創生ミーティングの開催
- ② 知事のほのぼの訪問の開催
- ③ 知恵袋委員会の開催
- ④ 置賜創生懇談会の開催
- ⑤ 県政ご意見箱の設置（本庁舎、西置賜地域振興局ロビー）

#### （3）県民相談業務

住民からの相談や苦情等を受け付け、県行政の広報、情報公開、各種情報提供の業務を行う「総合案内窓口」を設置し、地域の声を的確に把握する。

#### （4）旅券発給業務

旅券発給の申請窓口を本庁舎及び西置賜地域振興局に設置し、旅券発給業務を行う。

#### （5）選挙事務の適正な管理執行

管内で行われる市町の選挙執行にあたり、適正に行われるよう助言を行う。

## (6) 県有財産管理

### ① 行政財産

令和6年3月31日現在

名 称	建物延面積 (㎡)	土 地 (㎡)	備 考
置賜総合支庁本庁舎	9,281.91	19,835.75	
置賜総合支庁西置賜地域振興局	13,020.09	27,942.66	
置賜保健所分庁舎	1,860.10	3,956.39	
農業技術普及課	665.77	3,197.39	
家畜保健衛生課	604.74	2,764.38	
産地研究室	1,407.18	29,111.89	
置賜文化ホール	4,321.46	33,892.67	
源流の森	2,141.35	1,592,212.95	
計	33,302.60	1,712,914.08	

### ② 普通財産(公舎)

令和6年3月31日現在

所管	公 舎 名	所 在	区分	戸数
本 庁 舎	米沢第3号職員アパート	米沢市城西3-9-16	世帯用	12
	米沢第5号職員アパート	米沢市春日2-10-35	単身用	21
	米沢第6号職員アパート	米沢市大字塩野2753番地-1	独身用	24
	米沢第7号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	独身用	23
	米沢第8号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	世帯用	16
	米沢第9号職員アパートA	米沢市金池7-9-14	独身用	8
	米沢第9号職員アパートB	米沢市金池7-9-30	独身用	8
	米沢第9号職員アパートC	米沢市金池7-9-32	世帯用	4
	米沢第9号職員アパートD	米沢市金池7-9-33	世帯用	4
	本 庁 舎 計			
西 置 賜 地 域 振 興 局	長井第5号職員アパート	長井市神明町4-17	単身用	32
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	世帯用	3
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	単身用	9
	西置賜地域振興局計			
総 合 支 庁 合 計				164

### ③ 県有自動車

令和6年3月31日

所属	乗用自動車	貨物自動車	特殊自動車	軽自動車	合 計
総務企画部	8	6	0	2	16
保健福祉環境部	9	12	0	6	27
産業経済部	12	30	0	6	48
建設部	16	21	163	2	202
計	45	69	163	16	293

## (7) 職員の健康管理

職員の健康管理及び救急処置のため専任の保健師又は看護師1名を配置し、産業医や各関係機関と連携を図りながら活動する。

また、メンタルヘルスコーディネーターを配置し、職場復帰（復職）支援やメンタルヘルスの予防・早期対応等へ向けた取組みを積極的に推進する。

- ① 健康診断及び検査（定期健康診断、生活習慣病健康診断、人間ドック 等）
- ② 健康相談（健康診断結果説明会、移動健康相談 等）
- ③ 保健指導事業（所見別保健指導事業、健康づくり推進事業 等）
- ④ 健康教育・啓発（健康教室、メンタルヘルス推進事業、VDTガイドライン点検 等）
- ⑤ 衛生管理対策（衛生委員会 等）

## (8) 健康増進事業

置賜地区に勤務する職員の健康増進と職務能力の向上に資するため、以下の事業を実施する。

- ① 健康推進事業
- ② 文化教養事業

## (9) 置賜地域内の重要施策に対する支援

管内市町の重要事業や「政府の施策等に対する提案」のうち置賜地域に関連する施策等の具現化・進展のため、管内市町、置賜広域行政事務組合、置賜総合開発協議会等関係団体との連携を図る。

## (10) 管内市町と県及び市町同士の連携等の推進

市町訪問や各種会議を通じて地域課題を把握し、市町からの総合的相談窓口としての機能を果たすとともに、市町と県との連携・協働や市町間連携の調整等の市町支援を推進する。また、米沢市を中心市とする置賜定住自立圏構想の推進に対する支援を行う。

## (11) 管内市町の行財政運営適正化の推進

広域行政の検討、行財政改革の徹底等による行財政運営の効率化・簡素化の推進などについて助言等を行い、管内市町の行財政運営の適正化を図る。

## (12) 協働の地域づくりの推進

地域で活動する若者や行政の若手職員で構成する「おきたま元気創造ラボ」による地域の魅力の発掘・発信や若者の定着・回帰に向けた取組み等、若者の視点による地域活性化を推進する。

また、中間支援組織「おきたまネットワークサポートセンター」及び市町と連携し、地域住民、NPO、企業、行政等の多様な主体が協働して様々な地域課題を解決していくための環境整備を図る。

## (13) 文化の振興

置賜総合支庁と置賜管内の市町・芸術文化団体で構成する「置賜文化フォーラム」を通して、地域住民の文化活動への支援や、地域文化を担う人材の育成等の事業を展開するとともに、「置賜文化ホール」の管理運営や同ホールで行われる各種イベントの開催支援等により、置賜地域の文化の振興を図る。

## (14) 地域公共交通対策の推進

乗合バス、鉄道、デマンド交通等の地域公共交通の維持・確保のため、市町や事業者と連携し、利便性向上等の取組みを推進する。

また、高校生や高齢者に欠かせない交通手段であり、地域への観光誘客等でも重要な役割を担う「フラワー長井線」について、沿線市町と連携して施設設備の維持・修繕に係る支援を行うとともに、地域全体のマイレール意識の高揚を図りながら、利用拡大の取組みを推進する。

併せて、県内鉄道の利用拡大と地域活性化を図るために設置された「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会」について、置賜ワーキングチームを運営していく。

## (15) 移住交流の推進

県、置賜地域の市町及び関係団体で構成する「置賜地域移住交流推進協議会」を通して、移住先としての置賜の魅力を発信する。

## (16) 防災安全業務

### ① 危機管理対策

ア 緊急事態に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制を強化するとともに、関係機関との連携により安全・安心な防災体制の充実・強化を図る。

イ 東日本大震災に伴う避難者に対し、管内市町や関係機関、ボランティア団体と連携しながら、今後の暮らし相談会の開催等に参画することによりニーズに応じた支援を行う。

### ② 防災対策

ア 大規模災害発生時の応急対策を迅速かつ円滑に行うために策定している「おきたまファーストアクション」に基づき、初動体制の強化と災害対応能力の向上を図るため、図上防災訓練及び支部設営訓練等を実施する。

イ 自主防災組織の育成・強化を図るため研修会や情報・意見交換会等を開催するとともに、住民の防災意識を高めるため、出前講座の開催や啓発冊子の配布を行う。

ウ 近年の災害発生状況等を踏まえ、各市町地域防災計画の整備に対する支援を行うとともに、関係各課等と連携を図りながら要配慮者利用施設の避難計画作成等に向けた支援を行う。

### ③ 消防対策

ア 山形県消防協会各支部（東南置賜・西置賜）と連携しながら、防火思想の普及啓発を図り、火災予防に努める。

イ 各市町等が実施する消防演習等へ参画し、防災意識の向上を図る。

### ④ 保安対策

ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法、武器等製造法及び電気工事業法等に基づく申請・届出に係る事務を適正に執行する。

イ 事業者に対する保安検査及び立入検査等を実施し、事故防止を図る。

ウ 事業者等に対し、安全確保及び安全管理に関する指導を行う。

### ⑤ 国民保護対策

ア 山形県国民保護計画に基づく総合支庁活動マニュアルの充実を図る。

イ 各市町の国民保護計画に基づく各種マニュアルの整備に向けた協力・支援等を行う。

## (17) 交通安全対策の推進

置賜地区交通安全対策協議会等を推進母体として、交通安全対策の総合的な推進を図るとともに、管内市町、関係機関・団体と連携を密にしながら、交通安全県民運動等を積極的に展開し、啓発を図る。

## (18) 消費者行政の推進

置賜消費生活センターに専門の消費生活相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せに適切に対応する。また、消費者教育コーディネーターを配置し、消費者安全のための情報提供や、消費生活出前講座・研修会を実施することにより、消費者トラブルの解決及び未然防止に努める。

## (19) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

管内市町、関係機関・団体等との情報・意見交換、県民の防犯意識の高揚を図るための広報・啓発や情報提供を行い、安全で安心なまちづくりの総合的な推進を図る。

## (20) 県南豪雨災害の復旧推進

県南豪雨災害からの早期復旧に向け、災害復旧事業を迅速かつ円滑に推進する。

## (21) 出納事務

置賜総合支庁における出納事務は、総務課出納室及び西置賜総務課において、次の業務を担当している。なお、所管する公所数は総務課出納室 20 課（室）・公所、西置賜総務課 11 課・公所となっている。

### ① 支出負担行為の確認審査及び支払い事務

財務会計事務の処理にあたり、関係法令等に基づき適正に行うとともに、事前審査・確認の推進、積極的な事務改善の検討、経費執行の合理性、効率性の観点からも審査し、指導していくこととする。

### ② 管内公所会計事務研修会

諸規定の改正や財務会計事務処理上の留意事項について指導助言、疑問点の討議等を行い、財務会計事務の適正化と会計事務担当者の資質向上を図る。

### ③ 会計事務の指導及び検査

財務会計事務の適正な執行を期するため、令和 6 年度会計事務の指導及び検査の基本方針に基づき、会計局が定める重点項目を中心に、財務規則第 24 条及び会計局とともに管内公所に対する指導及び検査を実施する。指導及び検査の対象期間は、原則として現年度（検査実施日の属する月の前月末まで）の会計事務全般について行う。

### ④ 物品等競争入札参加資格審査申請の受付及び審査

令和 5・6 年度物品等競争入札参加資格者名簿の登録及び変更等の申請並びに令和 7・8 年度の登録に係る申請の受付・審査を行う。（令和 7・8 年度名簿登載に係る受付期間：令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日）

### ⑤ 物品電子調達システムの利用登録申請の受付

総合支庁における物品電子調達システムの利用登録申請の受付を行う。（随時）

# 税務課（西置賜税務室）

## 1 基本方針

### （1）税務事務の公平・適正な執行と納税意識の啓発

税務行政の執行に当たっては、県税の役割とその重要性を十分に認識し、常に公平・適正な賦課徴収の実現を図りながら税収の確保に努める。

また、納税者の県税に対する理解と協力を得るため、税務広報の推進等により納税意識の啓発を図り、納期内納税の促進に努める。

### （2）信頼される税務事務の推進と綱紀の保持

納税者に対しては、常に誠実な態度で応接し、適切な指導助言を行い、信頼される税務行政の推進に努めるとともに、税務事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守することはもちろんのこと、県民全体の奉仕者としての自覚と誇りを持ち、県民の指弾を受けることのないよう綱紀の保持に努める。

### （3）税務事務の効率化と組織の活性化

専門化し複雑化する税務事務を、効率的かつ効果的に執行するため、職員一人ひとりが英知を結集し、事務処理の改善・効率化を一層推進するとともに、管理・監督の立場にある職員を中心に、明るく働きやすい職場づくりに努め、職員が互いに協力し合いながら、組織内連携と組織の活性化を図る。

## 2 業務目標

- （1）課税事務の適正な執行
- （2）滞納整理事務の推進
- （3）税務調査の充実
- （4）税務職員の育成
- （5）情報・危機管理の徹底
- （6）国・市町等との連携・協力体制の強化



### 3 事業内容

#### 令和5年度 県税調定収入状況（令和6年3月末現在）

（単位：百万円、％）

税目	県 全 体				置 賜 総 合 支 庁			
	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率
個人県民税	38,492	103.9	29,633	77.0	6,449	102.7	4,814	74.6
法人県民税	2,657	100.1	2,622	98.7	558	132.9	553	99.0
* 県民税利子割	59	85.4	59	100.0	—	—	—	—
個人事業税	1,202	101.2	1,184	98.4	181	107.2	177	97.7
法人事業税	26,387	103.7	26,100	98.9	4,864	124.4	4,812	98.9
* 地方消費税	24,088	102.4	24,088	100.0	—	—	—	—
不動産取得税	1,921	93.2	1,848	96.2	357	89.0	354	99.1
* 県たばこ税	1,187	100.1	1,099	92.6	—	—	—	—
ゴルフ場 利用税	109	95.1	109	100.0	10	97.7	10	100.0
* 自動車税 環境性能割	1,120	114.0	1,088	97.1	—	—	—	—
軽油引取税	8,621	94.4	7,357	85.3	393	96.3	352	89.6
自動車税 種別割	15,626	99.0	15,597	99.8	2,578	98.0	2,572	99.8
鉦区税	2	99.1	2	100.0	1	100.0	1	100.0
狩猟税	3	93.9	3	100.0	1	97.3	1	100.0
産業廃棄物税	151	101.2	151	100.0	72	97.3	72	100.0
旧法による税	57	558.3	57	100.0	0	0.0	0	0.0
現 年 分 計	121,683	102.0	110,998	91.2	15,464	108.1	13,717	88.7
*の税目を 除く	95,229	101.8	84,663	88.9	15,464	108.1	13,717	88.7
滞納繰越分計	974	98.1	199	20.4	164	91.8	35	21.5
合 計	122,657	101.9	111,197	90.7	15,627	107.9	13,752	88.0

- ・四捨五入で算出しているため、合計が合致しない場合がある。
- ・旧法による税は、（旧）自動車取得税及び自動車税である。



## Ⅱ 保健福祉環境部

- 1 保健企画課（検査室）
- 2 生活衛生課
- 3 地域保健福祉課
- 4 子ども家庭支援課
- 5 環境課

# 保健企画課（検査室）

## 1 基本方針

第8次山形県保健医療計画に基づく「医療従事者（医師・看護師）の確保・定着」、「医療機能の分化・連携、病床規模の適正化の促進」、「生活習慣病予防・重症化予防」、「生涯にわたる健康な食事と高齢期の低栄養（介護）予防」、「医療・介護連携の推進」に関わる事業を推進し、地域住民に安心して信頼できる保健・医療・福祉サービスを提供していく。

- 地域の保健・医療・福祉を支える医師・看護師等の確保・定着のため、積極的な臨床研修医研修・地域医療実習の受け入れや、将来の医療従事者確保にもつながる看護職の人材育成に取り組んでいく。
- 置賜地域保健医療協議会（置賜地域医療構想調整会議）や置賜地域病床機能調整ワーキングにおける調整を通じて、管内の医療機能の分化・連携、病床規模の適正化を促進する。
- 受動喫煙防止対策や糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業、生涯にわたる健康な食事と、高齢期の低栄養（介護）予防事業などにより、生活習慣病予防・重症化予防等を推進する。
- 「置賜地域入退院調整ルール」の推進や医療・福祉の多職種連携強化など、医療・介護連携による地域包括ケアシステム構築を促進していく。
- 医療機関・薬局等への立入検査により、医療提供サービスの安全・安心を確保するとともに、健康危機管理・食品衛生対策の科学的裏付けとして、迅速かつ信頼性の高い検査データを提供していく。
- 感染症予防対策を推進し、健康危機対処計画（感染症編）に基づき平時から健康危機に備えた準備を計画的に進め、新型インフルエンザ等感染症などの新興感染症が発生した場合、関係機関との連携のもと迅速かつ的確な対応を図るとともに、住民に対し健康に関する危機管理情報の提供や、情報交換を適時適切に行う。

## 2 業務目標

- (1) 保健医療計画等による医療提供体制の確保
- (2) 保健・医療・福祉の連携推進
- (3) 健康づくり・栄養対策の推進
- (4) 人材の育成
- (5) 災害時医療体制等の健康危機管理体制の確立
- (6) 適正な医療と医薬品等の安全性確保
- (7) 救急医療体制の整備
- (8) 血液確保対策の推進
- (9) 迅速で信頼性の高い検査データの提供
- (10) 感染症対策の推進

## 3 事業計画

- (1) 保健医療計画等による医療提供体制の確保

- ① 置賜地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）による施策推進  
保健医療計画の進捗状況について、数値目標及び関連事業を評価するとともに、地域医療構想に基づく病床機能調整や在宅医療拡充を推進する。
- ② 置賜二次保健医療圏に係る積極的な地域課題対応  
地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、医師・看護師等の確保や在宅医療の推進など地域課題解決に向けた取組みを推進する。

## （２）保健・医療・福祉の連携推進

- ① 地域包括ケアシステム構築の促進  
地域包括ケアシステム構築の促進を目指し、地域課題について広域的な支援・調整を図るため、「置賜地域入退院調整ルール」を推進するとともに、「医療・介護合同会議」を開催する。
- ② 在宅医療の推進  
地区医師会等関係団体による在宅医療推進活動に対し、必要な指導・助言や在宅医療推進事業費補助により支援し、保健・医療・福祉の連携を推進する。

## （３）健康づくり・栄養対策の推進

- ① 健康やまがた安心プラン推進事業の実施  
「健康長寿日本一の実現」に向け、生涯を通じた健康づくりを促進するため、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、高齢者の健康づくりを推進する。
  - ア “おきたま”元気で長生き健康増進支援事業の実施  
住み慣れた地域での健康長寿を実現するため、米沢栄養大学等関係機関との連携により、生涯にわたる健康な食事の定着に向けて、普及啓発、研修会、情報発信など、積極的な低栄養予防対策を推進する。
  - イ 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業の実施  
特定健診等の受診促進による早期発見や生活習慣改善による発症予防、保険者や医療機関と連携し、地域と一体となった取組みにより重症化予防を促進する。
  - ウ 喫煙対策総合推進事業の実施  
改正健康増進法、県受動喫煙防止条例に基づく施設管理者への支援等、受動喫煙防止対策の徹底を図るとともに、出前講座などにより広く普及を図る。
  - エ 減塩ベジアッププロジェクトの推進  
健康な食生活の普及・定着を通して、生活習慣病予防を推進する。
  - オ 歯科・口腔の保健に関する啓発活動の実施  
生涯にわたり歯科口腔機能の維持向上を推進するため、歯科検診の受診促進やオーラルケアの啓発活動を実施する。
- ② 栄養改善推進事業の実施
  - ア 特定給食施設等に対する援助及び管理指導
  - イ 特別用途食品、誇大表示に係る助言指導
  - ウ 食品の栄養成分表示に係る助言指導
- ③ 生活習慣病対策推進事業の実施
  - ア 栄養施策担当者会及び栄養・食生活関連事業研修会の開催
  - イ 運動指導者研修会の開催
  - ウ 栄養・食生活改善団体の支援

- エ 地域保健・職域保健連携推進会議の開催
- オ 健康増進事業評価検討会の開催
- カ 出前講座の開催
- ④ 管理栄養士、栄養士関係事務
  - ア 管理栄養士、栄養士免許交付等事務
  - イ 管理栄養士養成課程公衆栄養学臨地実習生の受入れ
- ⑤ 国民健康・栄養調査の実施
- ⑥ その他の健康増進事業(熱中症対策、入浴事故予防対策など)

#### (4) 人材の育成

- ① 地域保健従事者現任教育推進事業の実施
  - ア 管内市町保健師等人材育成研修会の開催
  - イ 地域保健従事者人材育成研修会及び検討会の開催
- ② 研修医・医学生・看護学生等の地域実習受入れ及び看護師養成所への講師対応
- ③ 看護師確保対策
  - ア 小中学生向け「看護師の仕事を学ぶ学習会」の開催
  - イ 看護職PRパンフレットの作成・配布
  - ウ 置賜保健所ホームページによる看護職関連情報発信
- ④ 訪問看護師を対象としたスキルアップ研修会の開催

#### (5) 災害時医療体制等の健康危機管理体制の確立

- ① 地域災害医療連絡調整会議の開催
  - ア 災害時に災害医療コーディネーターが被災市町と円滑に連携できる体制を整備
  - イ 置賜管内関係機関の災害時医療体制及び連絡系統を確認し、災害時の情報共有を円滑に行う体制を整備
- ② 災害時危機管理研修会の開催
  - 災害時の公衆衛生活動体制構築に向けた初動体制整備・研修会の開催
- ③ 新型インフルエンザ等の新興感染症への対応
  - 健康危機対処計画(感染症編)に基づき、相談対応や積極的疫学調査、濃厚接触者等の健康観察に迅速かつ的確に対応できる体制の整備

#### (6) 適正な医療と医療品等の安全性の確保

- ① 適正な医療の確保
  - ア 医療機関等への立入検査の実施
  - イ 病院、診療所、歯科技工所及び施術所等に係る許認可事務(医療法等)
  - ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許関係事務
  - エ 腎バンク・骨髄バンク等の普及啓発
- ② 医療品等の安全性の確保
  - ア 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に対する監視指導の実施(医薬品医療機器等法、毒物・劇物取締法)
  - イ 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に係る許認可事務(医薬品医療機器等法、毒物・劇物取締法)
  - ウ 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づく取締りの実施

- エ 麻薬取扱者の免許申請事務
- オ 無承認・無許可医薬品（健康食品等）の監視・指導
- カ 薬物乱用防止キャンペーン活動等による普及啓発

## （７）救急医療体制の整備

- ① AED普及推進事業の推進  
AEDを活用した応急手当講習会（住民対象）を開催し、救命率向上を推進
- ② 小児救急医療啓発事業の実施  
乳幼児の保護者を対象とした小児科医による講習会を開催し、小児の急病時対応等について普及啓発
- ③ メディカル・コントロール体制の充実  
「置賜地区救急医療対策協議会」メディカル・コントロール部会において、救急救命士への指示・指導・助言及び事後検証、再教育等について協議し、管内におけるメディカル・コントロール体制を整備

## （８）血液確保対策の推進

- ① 市町と連携した効果的な献血事業の推進
- ② 献血推進員による協力団体等の確保と献血思想の普及啓発

## （９）迅速で信頼性の高い検査データの提供

- ① 行政検査（保健衛生の指導・監視等を推進するための検査）
  - ア 食品衛生検査施設における検査等業務管理（G L P）に基づく微生物学・理化学的検査
  - イ 突発事案による試験検査（感染症・食中毒等）
  - ウ HIV抗原抗体迅速検査
  - エ 細菌検査（県腸管出血性大腸菌感染症対策要領）
  - オ 検体の管理（県発生動向調査事業）
- ② 依頼検査（市町、住民、学校、事業所、食品営業施設及び医療機関等）
  - ア 腸内細菌検査（給食・水道従事者、福祉施設入所者等の健康診断）
  - イ 検体検査（食品、環境由来）
  - ウ 細菌学的検査（給食・食品営業施設のふき取り）
  - エ 浴槽水・冷却塔水の検査
  - オ 大腸菌ベロ毒素検査及び細菌同定検査
- ③ 試験検査業務の適正管理（迅速で信頼性の高い検査成績を提供）
  - ア 標準作業書の整備及び改定
  - イ 内部精度管理の実施
  - ウ 外部精度管理の受検
  - エ 検査機器等の管理及び保守点検の実施
  - オ 試薬・微生物株及び廃棄物等の適正管理
- ④ 調査研究（検査業務上の問題点や地域課題に対する調査研究会発表等）
  - ア 食中毒の原因究明、感染症の感染源調査
- ⑤ 試験検査による衛生教育（臨床研修医・看護学生等対象）
  - ア 食中毒及び感染症発生時における検査室の対応

- イ 食品衛生及び感染症予防と微生物検査
- ⑥ 試験検査の技術支援（管内医療機関への微生物検査技術支援・検査情報提供）
  - ア 腸内細菌検査（赤痢菌、腸チフス、パラチフス、コレラ菌、腸管出血性大腸菌等）
  - イ 検査担当者研修会の開催
- ⑦ 検査機関に対する立入調査
  - ア 環境課及び環境科学研究センターと連携し、公共用水域水質測定委託業者に対し立入調査を実施

## (10) 感染症対策の推進

- ① 結核予防費補助金交付事業
  - 私立学校長及び社会福祉法人等の施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の助成を行う。
- ② 結核医療対策
  - ア 感染症診査協議会（結核関係）
    - 入院勧告及び就業制限、公費負担申請に対する諮問
  - イ 定期病状調査
    - 病状把握が困難な者に関する医療機関への情報提供依頼
  - ウ 指定医療機関の指定
    - 感染症法に基づく指定医療機関の申請及び届出の受理
- ③ 結核対策特別促進事業
  - 地域DOTS（直接服薬確認療法）推進事業による結核対策研修会・出前講座の実施
- ④ 保健所結核対策
  - ア 結核患者管理
    - ・患者の登録管理
    - ・発生届に伴う疫学調査の実施及び患者・家族等への指導
    - ・結核登録者情報システムによるコホート検討会の実施
  - イ 管理検診及び接触者健康診断の実施
    - ・結核患者管理検診及び接触者健康診断業務委託契約
    - ・管理検診及び接触者健康診断の勧告
- ⑤ 感染症発生動向調査事業
  - ア 感染症法に基づく感染症サーベイランス（NESID）の運用管理、医療機関からの全数又は定点把握による届出集約及び情報還元
  - イ インフルエンザ様疾患の集団発生報告の受理
  - ウ 社会福祉施設等における感染症等発生報告の受理
- ⑥ 感染症対策
  - ア 感染症発生時防疫活動
    - ・発生届に伴う疫学調査の実施及び接触者等に対する健康診断の勧告
    - ・感染症診査協議会（一般）への就業制限報告
  - イ 感染症対策の推進
    - ・高齢者福祉施設及び児童福祉施設等の職員に対する研修会の実施、指導及び助言
    - ・医療法に基づく医療機関立入による院内感染対策の指導及び助言



- ウ 予防接種
  - ・副反応報告及び事故報告、BCG接種によるコッホ現象報告の受理、進達
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策（新興・再興感染症対策を含む）
  - ア 発生時防疫活動
    - ・発生届に伴う積極的疫学調査の実施及び接触者等に対する検査誘導、入院調整
    - ・感染症診査協議会への入院勧告及び就業制限、公費負担申請に対する諮問
  - イ 感染症対策の推進
    - ・連絡調整対策会議、研修会等の開催
    - ・関係施設等に対する指導及び助言
- ⑧ 後天性免疫不全症候群対策
  - ア エイズ、性器クラミジア感染症、梅毒に関する相談及び血液検査
  - イ 世界エイズデー、HIV検査普及週間に合わせた終日相談及びキャンペーンの実施
- ⑨ ウイルス性肝炎総合対策
  - ア B型肝炎、C型肝炎に関する相談及び血液検査
  - イ 肝炎週間に合わせたB型肝炎、C型肝炎ウイルス終日検査
  - ウ 肝炎医療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変医療費助成制度に関する申請受付
  - エ 肝炎専門医療機関での初回精密検査費用及び定期検査費用助成に関する申請受付
  - オ 肝炎ウイルス検査後の陽性者のフォローアップ

# 生活衛生課

## 1 基本方針

- 食品営業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場等の生活衛生関係営業は、県民生活に不可欠なサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っている。  
このため、サービスを受ける住民の立場を基本に、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、消費者・利用者の健康と利益を守るとともに健全な経営を推進するため、関係法令に準拠して次の事項について重点的に施策を推進する。
- 人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護思想の普及啓発と狂犬病をはじめとする動物による健康や財産への危害防止を図る。
- 水道は県民生活に必要不可欠なライフラインであり、飲用水が安全かつ安定的に供給されることが重要であるため、水道事業者等に対し適正な衛生管理等について指導・助言していく。

## 2 業務目標

- (1) 食品営業施設における衛生管理の向上と食中毒予防に関する知識の普及啓発
- (2) 動物の適正管理の推進
- (3) 動物愛護思想の普及啓発
- (4) 生活衛生関係事業者の自主的な衛生管理の推進
- (5) 入浴関連施設におけるレジオネラ症の発生防止
- (6) 水道施設等の適正な管理の推進

## 3 事業計画

### (1) 食品営業施設における衛生管理の向上と食中毒予防に関する知識の普及啓発

#### ■食品衛生事業

##### ① 食品衛生監視指導

- ア 「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品、添加物、器具及び容器包装の生産、製造、加工、流通及び販売施設を監視指導し、食品事業者に対し法令遵守と自主衛生管理の推進を図る。
- イ 流通食品について、農薬や動物用医薬品の残留検査、食品の規格・基準検査、放射性物質検査を実施する。
- ウ 農林水産部局と連携し、食品供給行程（フードチェーン）における監視指導を実施する。
- エ 学校、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対し、関係機関と連携を図りながら監視指導を実施する。
- オ 提供食数の多い、旅館、弁当屋及び仕出屋に対し重点的に監視指導を実施する。
- カ 食品の適正な表示について監視指導を実施するとともに、食品表示の相談に関し関係機関と連携し指導を行う。

##### ② 食中毒予防対策

- ア 食中毒が多発する夏季及び食品流通量が増加する年末の監視強化月間に、効率的で効果的な監

視指導を行う。(7月：夏期食品等監視強化月間、12月：年末食品等監視強化月間)。

イ ノロウイルス食中毒の多発する時期(11月～3月)を中心に、住民、食品等事業者に対し講習会やパンフレット等により注意喚起する。

ウ 10月(きのこ中毒予防月間)を中心に、住民、農産物販売所及び食品等事業者に対しパンフレットや地域メディア等によりきのこに関する正しい知識の普及啓発を実施する。

エ 出張セミナー等により、家庭における食中毒予防についての啓発を行う。

③ HACCPに沿った衛生管理への対応

食品事業者による衛生管理の「見える化」を進めるため、HACCPによる衛生管理の定着に向けた指導、助言を行う。

※ HACCP：事業者が原材料の入荷から製品出荷までの全工程に係る食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を重点的に管理し、安全性を確保する衛生管理手法。

④ 営業者による自主管理体制の確立

置賜地区食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の活動を支援し、営業者や食品衛生責任者による自主管理体制の確立を推進する。

■調理師関係事業

調理師試験の周知、調理師免許に関する事務を行う。

■乳肉衛生事業

- ① 「食品衛生監視指導計画」に基づき、乳、乳製品、食肉、食肉製品及び水産食品の安全確保のため、取扱施設に対し監視指導を実施する。
- ② 食肉を原因とする食中毒予防のため、特に9月(食肉衛生月間)に、食肉処理業、食肉販売業及び食鳥処理場に対する監視指導を実施する。
- ③ 「山形県ふぐ取扱指導要綱」に基づき、ふぐ取扱営業者に指導を徹底する。
- ④ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理が適正に行われるよう監視指導を行う。
- ⑤ 生食用食肉の安全性を確保するため、生食用食肉加工施設に対する監視指導を強化し実施する。

(2) 動物の適正管理の推進

- ① 市町及び公益社団法人山形県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について啓発し、無登録犬及び未注射犬の一扫を図る。
- ② 「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、けい留されていない犬の捕獲を行う。
- ③ 犬による咬傷事故や苦情の発生を防止するため、飼い主に適正管理の指導を行う。

(3) 動物愛護思想の普及啓発

- ① 動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な飼養の普及啓発、愛護精神の醸成を図る。
- ② 猫の多頭飼育問題を防止するため、猫の習性や避妊去勢手術の重要性を普及啓発する。
- ③ 飼い主からの犬又は猫の引取りについては、相応の事由によると認められ、止むを得ない場合はこれを引き取るが、可能な限り終生飼養することや、飼い主自らが譲渡先を探すよう説諭する。
- ④ 公共の場において負傷した犬または猫等の通報を受けた場合は収容する。
- ⑤ 飼い主の事情で飼えなくなった犬・猫について、新たな飼い主を探すため、総合支庁に飼い主が

利用できる「犬猫の新しい飼い主探し掲示板」を設置し、活用を推進する。

- ⑥ 保健所が捕獲した犬並びに引取り等した犬及び猫について、新しい飼い主への譲渡事業を実施する。
- ⑦ 動物取扱業登録及び特定動物の飼養（保管）許可に係る監視指導を実施する。

#### **（４）生活衛生関係事業者の自主的な衛生管理の推進**

##### **■化製場等に関する事業**

- ① 市町及び関係部局と連携し、化製場及び死亡獣畜取扱場の適正管理を指導する。
- ② 死亡獣畜の適正処理について関係者への指導を行う。

##### **■生活衛生関係事業**

- ① 「生活衛生監視指導計画」に基づき、営業衛生関係施設への監視指導を行うとともに、事業者の自主管理を推進する。
- ② 建築物における衛生的な環境を確保するため、特定建築物及び知事登録業の営業所への監視指導を行う。
- ③ 遊泳用プールの衛生及び薬品管理等の安全確保を図るため施設確認、助言等を行う。

##### **■温泉関係施設**

- ① 温泉利用の適正化を図るため、温泉利用施設の衛生管理及び源泉管理状況について立入検査を実施し、必要な指導を行う。
- ② 温泉利用施設内の温泉成分等、利用上の注意事項及び利用に関する情報の適正な掲示について指導を行う。

#### **（５）入浴関連施設におけるレジオネラ症の発生防止**

入浴施設におけるレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場及び旅館等の入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。また、浴槽水のレジオネラ自主検査実施の徹底を図る。

#### **（６）水道施設等の適切な管理の推進**

- ① 上水道、簡易水道及び専用水道施設に立入検査を行い、適正な維持管理及び衛生上必要な措置の遵守について、確認・指導する。
- ② 小規模水道設置者に対して、講習会を開催するとともに立入検査を実施し、「山形県小規模水道条例」に基づく消毒、水質検査及び健康診断等の維持管理が適切に行われるよう指導・助言する。
- ③ 業務用飲用井戸の利用者に対し、「山形県飲用井戸等衛生対策要領」に基づく飲用井戸の衛生確保について指導する。

# 地域保健福祉課

## 1 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行するなか、置賜地域においても核家族化や住民の生活様式の多様化が進み、地域住民の保健福祉行政に対するニーズは増大するとともに多様化している。

このような状況に的確に対応した施策を行うため、なお一層管内市町や関係団体との緊密な連携を図りながら、「誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくり」を目指し、各福祉制度の適正な運用を図るとともに、地域の特性を活かした事業を積極的に推進する。

また、心の健康づくりに努め、精神障がい者の自立及び社会参加の促進と自殺対策の推進に向けた精神保健医療福祉の充実を図る。

## 2 業務目標

- (1) 高齢者福祉の推進
- (2) 障がい者福祉の推進
- (3) 地域福祉の推進
- (4) 社会福祉法人の適正な運営の推進
- (5) 生活困窮者対策の推進
- (6) 地域精神保健福祉対策の充実・強化

## 3 事業計画

### (1) 高齢者福祉の推進

#### ① 介護保険法の適正実施

指定基準に基づいて介護保険事業所等を指定するとともに、その適正な運営を図るため、介護保険事業者等に対する指導を徹底する。特に令和6年度は報酬改定が行われるため、改定内容の周知等、適切な給付費請求に係る指導を強化する。

#### ② 老人福祉施設等の適正な運営の確保

老人福祉法の規定に基づく有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の適正な運営を図るため、有料老人ホーム立入検査、社会福祉施設指導監査等を通じて指導を徹底する。

### (2) 障がい者福祉の推進

#### ① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の適正実施

指定基準に基づいて障がい福祉サービス事業者等を指定するとともに、その適正な運営を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する指導を徹底する。特に令和6年度は報酬改定が行われるため、改定内容の周知等、適切な給付費請求に係る指導を強化する。

#### ② 障がい者福祉の推進

障がい者の福祉的就労及び一般就労の促進並びに自主製品推進活動の活性化を図ることを目的とした置賜地域障がい者就労活動活性化協議会の運営、農福連携の普及促進を図ることを目的とした農福連携プロジェクトチーム地域部会の運営を行うほか、障がい者等用駐車場利用証やヘルプマークの交付を実施することで、置賜地域の障がい者福祉を推進する取組みを行う。

③ 身体障害者手帳、療育手帳の交付

身体障害者手帳に関する各種申請書の進達、手帳の交付及び療育手帳の発行、交付及び台帳の整備を行う。

**(3) 地域福祉の推進**

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を研修会の開催等により支援する。

**(4) 社会福祉法人の適正な運営の推進**

主に高齢者及び障がい者に係る社会福祉法人の運営や会計処理、財務状況等について適正な運営が図られるよう、社会福祉法等に基づき指導監査を実施するとともに、適正な法人運営について助言・指導する。

**(5) 生活困窮者対策の推進**

① 生活保護法による支援

生活に困窮する者及び生活保護受給者に対して、その困窮の程度に応じ、生活保護による保護費等の支給、医療・介護の給付等を迅速に実施するとともに、関係機関及び各種団体と連携した生活状況や課題の把握及び自立に向けた支援を行う。

② 生活困窮者自立支援法による支援

生活に困窮する者に対して、自立相談支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援等を迅速に実施し、困窮状態からの早期脱却及び自立を促進する。

また、生活困窮者自立支援会議を通じて、関係行政機関や各種団体等と情報を共有し、支援対象者の把握及び支援につなげる。

**(6) 地域精神保健福祉対策の充実・強化**

① 精神保健福祉法に基づく対応等

自傷他害のおそれのある精神障がい者等に関する申請・通報等に対して適切に対応する。また、措置入院した精神障がい者等の退院後支援を強化する。さらに、措置入院・医療保護入院等の事務、精神科病院の実地指導検査、精神障がい者台帳の整備等を行う。

② 精神保健福祉施策の推進

精神疾患についての家族教室や心の健康づくり講演会等を開催するなどして、地域住民、児童生徒、企業の従業員等に対して精神保健福祉に関する知識の普及啓発を図るとともに、精神科医師による定期相談や保健師による随時の相談(面接・電話)・訪問指導、ケース検討会等により精神障がい者等への支援を行う。

また、置賜地域自殺対策推進会議を開催して自殺対策を推進するとともに、地域住民への普及啓発活動(自殺予防週間、自殺対策強化月間でキャンペーン)に取り組む。

さらに、市町、医療、労働、警察及び教育等の関係機関との連携による連絡会議や研修会、ケース検討会を開催し、関係機関の支援技術の向上と連携強化を図る。

③ 社会復帰施策の推進

市町、医療機関、福祉事業所等関係者による精神障がい者の地域移行・定着に関する会議を行い、精神障がい者の退院促進と地域への定着に向けた課題共有と意識醸成を行う。また、精神保健福祉関係団体(断酒会、精神保健福祉に関するNPO団体等)への支援を行う。

# 子ども家庭支援課

## 1 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行するなか、置賜地域においても核家族化や住民の生活様式の多様化が進み、地域住民の保健福祉行政に対するニーズは増大・多様化している。

政府においても、2030年までが少子化トレンドを反転することができるラストチャンスとして、多様なこども・子育て政策を取りまとめた「こども未来戦略」を令和5年12月22日閣議決定した。

このような状況に的確に対応した施策を行うため、管内市町や関係団体との緊密な連携に努めながら、結婚・出産・子育てを一貫して支援する体制の構築を図り、保健・福祉の両面から「地域で子どもを安心して生み育てる環境づくり」を推進する。

また、難病患者が地域の中で安心して生活できるよう、難病患者やその家族への支援体制の整備を推進する。

## 2 業務目標

- (1) 子ども・子育て支援の推進
- (2) 結婚支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭等福祉対策の推進
- (4) 児童福祉の推進
- (5) DV被害者支援の推進
- (6) 男女共同参画の推進
- (7) 青少年健全育成の推進
- (8) 母子保健対策の推進
- (9) 発達障がい児支援の推進
- (10) 医療的ケア児支援の推進
- (11) 難病等対策の推進

## 3 事業計画

### (1) 子ども・子育て支援の推進

#### ① 地域全体で子育てを応援する環境づくり

地域の子育て支援に携わるNPO法人、市町、関係機関等で構成する「置賜地域みんなで子育て応援団」の活動を通し、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、地域食堂（子ども食堂）関係者の交流の場づくりや、子育て情報誌「おきたま子育て応援ガイド」の発行、子育て情報サイト「ウキウキたむたむ」の運営等により、管内の子育て支援関連の情報発信を強化する。

#### ② 子育て支援サービスの充実

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に向けて、各市町に設置している「こども家庭

センター」の事業充実・質の向上を図るため、事業内容の情報交換や研修等を実施する。また、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応した特別保育機能の充実に向けた支援を行う。

③ 放課後児童クラブへの支援

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、放課後児童クラブの運営に対する支援及び指導員の研修を行う。

④ 児童福祉施設等の整備

保育所及び認定こども園等の児童福祉施設、放課後児童クラブの新設や増改築等の施設整備に対し支援する。

## (2) 結婚支援の推進

管内市町、関係機関との連携を一層強化し、情報共有を図り、管内結婚支援者の活動を促進するためのスキルアップ研修会や情報交換会の開催等により、広域的な結婚支援活動を推進する。

## (3) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭等福祉対策の推進

① 子どもの居場所づくりの推進

子どもの貧困問題に対応するため、「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組みを推進するとともに、子ども食堂など「子どもの居場所づくり」の拡大・定着に向けた取組みを支援していく。

② 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給

児童を監護するひとり親家庭の親等に対して児童扶養手当を支給するほか、障がい等を有する児童の監護者に対して特別児童扶養手当、重度障害児（者）に対して特別障害者手当、障害児福祉手当を支給する。

③ 母子・父子・寡婦の自立支援

ひとり親家庭の生活安定と自立促進のため、関係機関と連携を図りながら、子育て・生活・就労のための相談支援等を行うとともに、修学資金等必要な母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

## (4) 児童福祉の推進

① 児童福祉施設等の運営指導

保育所や認定こども園等の児童福祉施設に対する指導監査、認可外保育施設に対する立入調査、児童に係る社会福祉法人の指導監査を実施し、法令等に基づく適正な事業運営及びサービスの質の向上が図られるよう助言・指導を行う。

② 市町福祉行政に係る助言及び情報提供

地方自治法の規定に基づく技術的助言として、児童福祉法、児童三手当関係法等の適正な事務の執行を図るため、管内市町に対して助言・指導を行う。

## (5) DV被害者支援の推進

「置賜地域配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者の保護と相談・支援を実施



するとともに、置賜地域DV被害者支援連絡会議の開催により関係機関相互の連携を図る。

## (6) 男女共同参画の推進

女性活躍推進のため、自分らしく生きる女性のロールモデルを動画等の媒体で発信するとともに、地域における男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動を積極的に展開する。

## (7) 青少年健全育成の推進

「山形県子ども・若者ビジョン」に基づき、管内市町、関係機関・団体、県民との連携を密にしなが、  
「大人が変われば子どもも変わる」県民運動や、青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施、置賜地区青少年育成連絡協議会の運営など、青少年健全育成のための各種施策を展開する。

## (8) 母子保健対策の推進

### ① 母子保健推進事業等の実施

母子保健推進協議会、実務者検討会及び技術研修会を開催し、母子保健について関係機関の連携・支援体制の充実を図る。

### ② 性と健康の相談センター事業の実施

性と健康の相談窓口として健康相談を実施するとともに、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組み）を推進するため、ライフステージに応じたセミナー等を実施する。

### ③ 妊産婦メンタルサポート事業の実施

妊娠期からの切れ目ない支援のため、ケース検討会及び市町や医療機関との連携会議・研修会等を実施する。

### ④ 長期療養児・小児慢性特定疾病児への支援

小児慢性特定疾病医療給付の支給認定等に係る申請受付事務及び相談を実施するとともに、長期療養児に対する療育支援や療育相談会を実施する。

### ⑤ 新生児疾患早期発見対策の実施

先天性代謝異常等検査による要精密検査者に対する受診勧奨、追跡調査等を行う。

## (9) 発達障がい児支援の推進

### ① 安心子育て支援事業の実施

発達面が気になる子どもとその保護者を支援する支援機関の職員を対象に「ペアレントサポート講座」を実施するとともに、同講座を受講した支援者が保護者に対し、子どもとの関わり方を伝える「モデル実践講座」を開催し、支援機関における保護者支援につなげていく。

また、「置賜地域気になる子支援ネットワーク」により、未就学期の発達障がい児等の早期療育支援体制の充実を図る。

### ② 発達障がい者支援体制整備事業の実施

「発達障がい者支援体制推進会議」を開催し、関係機関との連携強化や継続的な支援につ

いての検討を行うとともに、関係者向けの研修会を開催する。

## (10) 医療的ケア児支援の推進

置賜地域の医療的ケア児とその家族が安心して生活するための切れ目ない支援体制づくりに向けて、管内の関係機関が一堂に会する「置賜地域医療的ケア児支援連絡会」を開催し、医療的ケア児の現状の把握と情報共有及び地域課題の抽出を行い、必要な支援策について協議する。

## (11) 難病等対策の推進

### ① 特定医療費（指定難病）助成事業の実施

指定難病に関する特定医療費支給認定等の申請受付事務のほか、必要に応じて難病患者とその家族との面接・相談・助言等を実施する。

### ② 難病患者地域支援対策推進事業の実施

在宅の重症難病患者を地域でサポートするため、保健・医療・福祉関係者と連携して支援計画を作成し支援するとともに、難病患者とその家族の療養上の不安の軽減を図るための訪問指導を実施する。

### ③ 難病対策地域協議会の開催

難病患者に関わる保健・医療・福祉・就労等の関係機関との情報共有と連携を図り、置賜地域における難病患者への支援体制を整備する。

### ④ 原爆被爆者援護対策の実施

原爆被爆者に対し、健康診断の実施や各種手当の申請受付を行う。

# 環 境 課

## 1 基本方針

環境法令に基づく各種届出や許可等の事務を適正に遂行するとともに、置賜地域における環境の保全に資するため、脱炭素社会形成の推進、自然公園や鳥獣保護・管理等の自然環境保全、廃棄物の適正処理・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、水大気環境保全のための監視等、各種施策に取り組む。

## 2 業務目標

- (1) 脱炭素社会形成の推進
- (2) 自然環境保全の推進
- (3) 廃棄物の適正処理・3Rの推進
- (4) 環境保全の推進

## 3 事業計画

### (1) 脱炭素社会形成の推進

#### ① 再生可能エネルギー地域導入等の促進

産学官金連携の「置賜地域脱炭素社会形成推進協議会」における協議のほか、再生可能エネルギーを巡る動向や課題を踏まえたテーマ設定による講演会の開催や県の支援制度の紹介等により、継続して再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの更なる促進を図り、「ゼロカーボンやまがた 2050」（2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロ）の実現を目指す。

#### ② 地球温暖化防止活動の推進

「置賜地域地球温暖化対策協議会」と連携して、地球温暖化対策の普及啓発活動を行う。

また、置賜総合支庁として、「やまがたECOマネジメントシステム」に基づき、エコオフィスの運動による環境負荷低減の取組みを行う。

### (2) 自然環境保全の推進

#### ① 自然公園の保全

ア 磐梯朝日国立公園に自然公園管理員を、沼ノ口湿原及びヌルマタ沢・野川自然環境保全地域に自然環境保全地域管理員をそれぞれ配置し、登山者への注意喚起や違反行為の監視、施設の適正な維持管理、自然環境の保全業務等を行う。

イ 自然公園等に関する開発事業の情報収集を行うとともに、許認可事務を適正に執行する。

ウ 自然公園の安全な利用や植生の保護のため、登山道の刈払い補修整備を行う。

#### ② 鳥獣保護・管理の推進

ア 野生生物の保護と人間社会との調和を図るため、鳥獣保護管理法に基づく各種計画の下に市町や関係団体等との連携を密にし、鳥獣の保護・管理対策を実施する。

イ 野生鳥獣による農作物被害や人身被害の防止を図るため、適正に有害鳥獣の捕獲許可を行うとともに、適正かつ安全な狩猟を推進する。

ウ 管内全市町に鳥獣保護管理員を配置し、鳥獣保護区等の管理及び捕獲者への注意喚起等を行う。

エ 高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染を防止するため、関係機関と連携して死亡野鳥の監視を行う。

### ③ 水資源の保全

水資源保全条例に基づき、水資源保全地域における土地取引等及び開発行為の事前届出に関する審査及び指導等を行う。

## (3) 廃棄物適正処理・3Rの推進

### ① 産業廃棄物適正処理の推進

ア 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して監視指導を行う。

特に、廃棄物の中間処理・最終処分を行う産業廃棄物処理業者については、重点的に監視を行う。

イ 廃棄物最終処分場や廃棄物焼却施設について、地域住民の安全・安心の確保のため、搬入される廃棄物、放流水及び排出ガス等の検査を行い、適正に維持管理されているかを確認する。

ウ 長期間放置され地域で問題となっている廃棄物について、撤去等の改善に向け関係機関と連携して取り組む。

### ② 不法投棄防止対策

ア 市町・関係団体と組織する「置賜地区不法投棄防止対策協議会」において、不法投棄のパトロール（強化月間：5月、10月）を実施するほか、地域住民と協働し不法投棄防止のための普及啓発及び不法投棄箇所の原状回復を行う。

イ 不法投棄、野外焼却について、廃棄物適正処理監視員によるパトロールを行うほか、不法投棄常習箇所には監視カメラ等を設置し、不法投棄を抑止する。

### ③ 循環型社会の形成推進

企業や県民のライフスタイルにおいて、3Rの取組みが定着するよう、フードドライブ等の啓発事業を実施するとともに、自動車リサイクル法等に基づく指導を行う。

### ④ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物やそれを含む製品が適正に処理されるよう、PCB適正処理推進員を配置し掘り起こし調査を行うとともに、保管事業者に対して早期処理するよう指導する。

## (4) 環境保全の推進

### ① 水環境の保全

ア 「公共用水域水質測定計画」及び「地下水水質測定計画」等に基づき、河川、湖沼及び地下水の水質汚濁状況を監視するとともに、油の河川流出や魚類のへい死などの水質汚濁事故の緊急時には、市町や関係機関と連携し、被害拡大防止、再発防止の対応を行う。

イ 水質汚濁防止法に基づき、特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況や排出

水の水質基準遵守状況を監視指導する。

ウ 生活排水対策を進めるため、浄化槽設置整備事業を実施している市町に対し適正な交付金活用となるよう事務手続に関する指導・助言を行う。また、法定検査未受検の浄化槽管理者に対し、制度の周知・受検勧奨を行う。

② 大気環境の保全

ア 大気汚染防止法に基づき、大気中の光化学オキシダント、PM2.5等の汚染物質を常時監視し、人の健康等への被害のおそれがある場合には、マニュアルに基づき必要な対応を行う。

イ 大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等の立入検査を実施し、施設の設置状況やばい煙等の排出基準遵守状況を監視指導する。また、解体現場などにおいて、石綿の飛散防止を図るため監視指導を徹底する。

③ 化学物質対策

ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況や排出ガス等の排出基準遵守状況を監視指導する。

イ フロン排出抑制法に基づきフロン類の適正回収を進めるため、充填回収業者への登録の指導、並びに登録業者、第一種特定製品の管理者及び解体工事現場等への立入検査等により、法令遵守の指導や助言を行う。